

第1章 十和田市の現況と課題

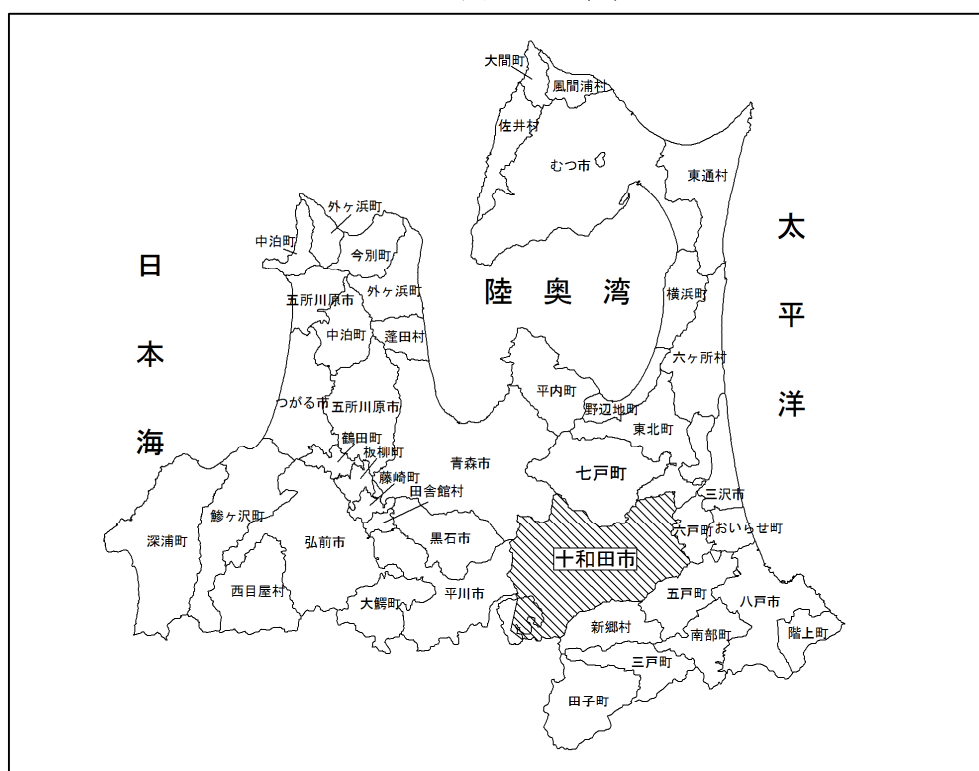
1. 十和田市の概要

(1) 位置と地勢

十和田市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、面積は約 725km² です。本市の北部は青森市、七戸町、東北町、東部は六戸町、西部は平川市、また、南部では新郷村、五戸町、秋田県小坂町と接しています。

本市の西方には大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などがあり、西南部には面積 61.0km²、標高 400m、水深 326.8mの二重カルデラ湖十和田湖が位置しています。東方は標高 70m 前後の三本木原台地が広がり、農村地帯と市街地で形成されており、十和田湖を源とする奥入瀬川や人工河川である稲生川のほか、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れています。十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山系は十和田八幡平国立公園に指定されており、なかでも十和田湖と奥入瀬溪流は国の特別名勝及び天然記念物に指定されています。

図 1-1 十和田市の位置



(2) 歴史と沿革

旧十和田市の発展は、安政2年（1855年）に始まる南部盛岡藩の勘定奉行、新渡戸傳翁の三本木原開拓事業に端を発します。この事業は、稲生川上水の完成と新たな都市づくりを計画したもので、京都を模した碁盤の目状の区画を施した都市は、現在の市街地の骨格となっています。

明治17年（1884年）、三本木共立開墾会社が設立され、三本木産馬組合の設立と相まって、馬の名産地として全国に名を馳せるようになりました。

昭和になると、三本木原開拓事業は国営事業となり大きく発展しました。昭和30年2月（1955年）には三本木町、大深内村、藤坂村が合併し三本木市となり、同年3月には四和村が編入、翌昭和31年（1956年）に十和田市となりました。

旧十和田湖町は、江戸時代、南部藩に属しており、法量、奥瀬、沢田の三村から成り立っていました。

明治22年（1889年）、三村が合併し法奥沢村となり、昭和6年（1931年）には十和田村と改称、昭和50年（1975年）に景勝地十和田湖を有する町として、十和田湖町となりました。

平成17年1月には、十和田市と十和田湖町の旧2市町が合併し、新十和田市が誕生しました。

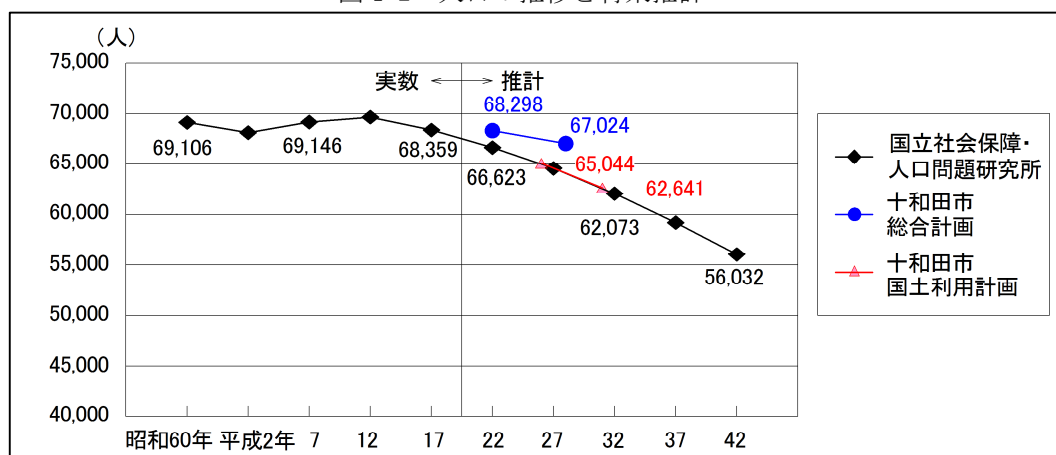
(3) 人口の動向

① 人口

本市の人口は平成17年現在68,359人で、総世帯数は25,358世帯、1世帯あたりの人員は2.7人となっています。大正9年（1920年）から始まった国勢調査以来、一貫して人口増加が続きましたが、昭和60年以降は停滞しており、平成2年には初めて人口減少を記録しました。その後は微増傾向が続きましたが、平成17年に減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、本市の人口が10年後の平成32年（2020年）には約62,000人程度まで減少すると予測されています。

図1-2 人口の推移と将来推計



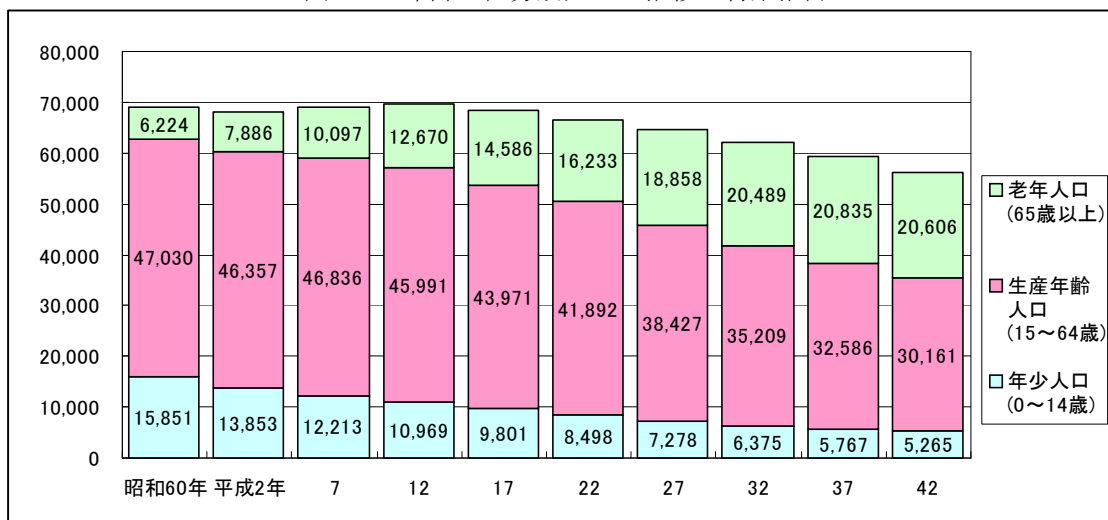
資料：国勢調査 ※平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

注：平成22年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法による推計。

② 年齢構成

年齢構成を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3世代に分けてそれぞれの推移を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少している一方で、老年人口の増加が見られます。また、総人口に対する老年人口の占める割合は、昭和60年には9.0%でしたが、平成17年には21.3%と20年間で2倍以上に増えています。今後も同様の傾向で推移し、少子・高齢化が進むと推測されます。

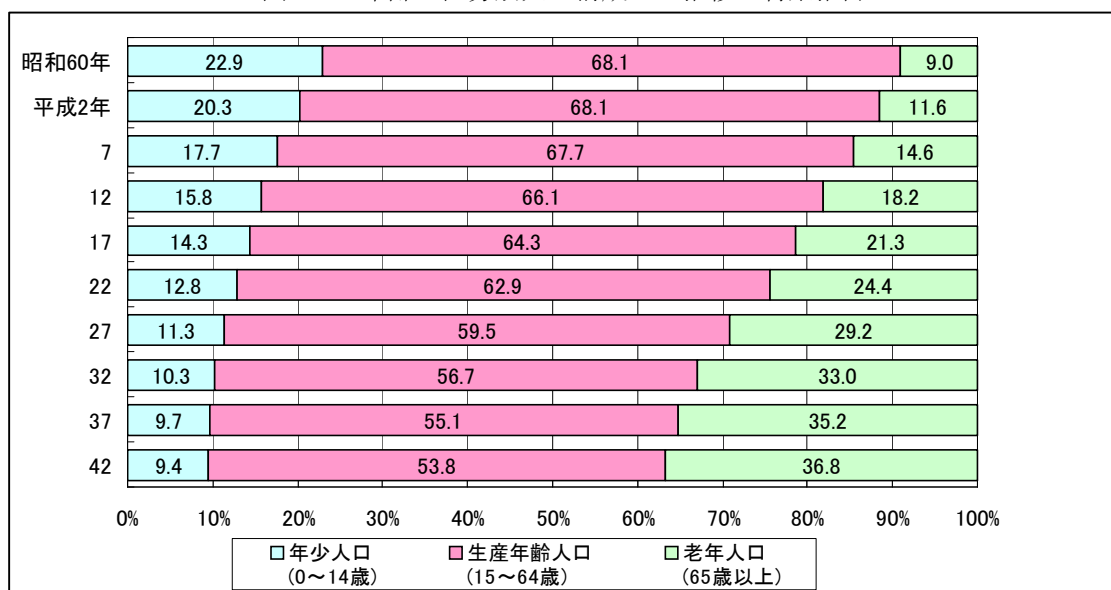
図 1-3 年齢3区分別人口の推移と将来推計



資料：国勢調査 ※平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

注：平成22年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法による推計。

図 1-4 年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計



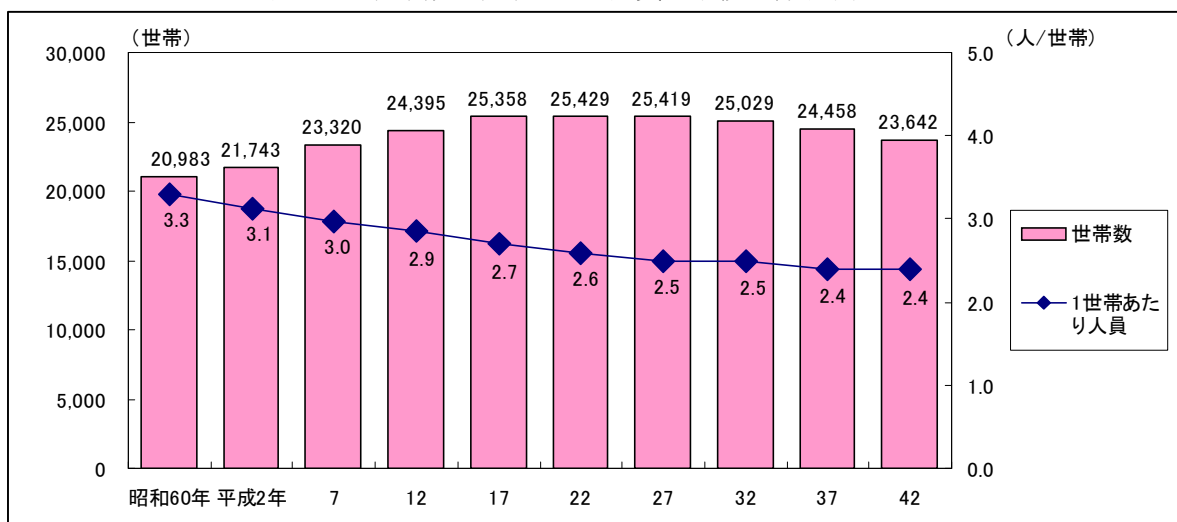
資料：国勢調査 ※平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

注：平成22年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所のコーホート法による推計。

③ 世帯数、世帯人員、家族構成

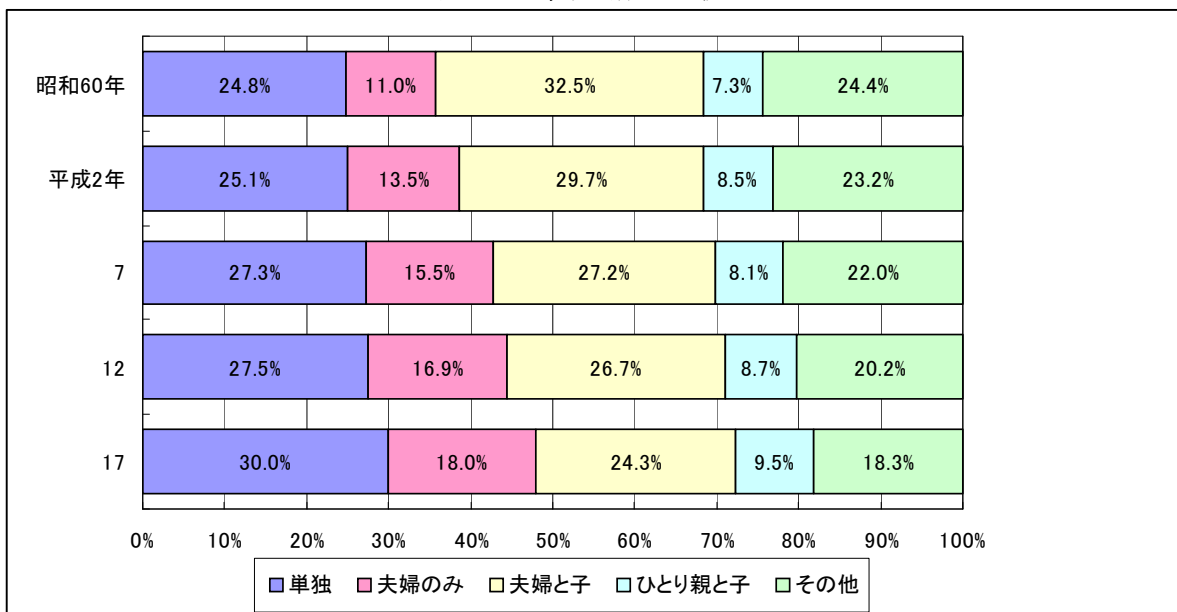
本市における世帯数は増加傾向にあり、それに伴い1世帯あたり人員は減少しています。平成17年現在で1世帯あたり約2.7人となっています。また、全国的な傾向として、単独世帯や夫婦のみの世帯数が増加しており、今後、本市でも全国における傾向と同様に単独世帯や夫婦のみの世帯の割合が増加することが予想されます。

図 1-5 世帯数と世帯あたり人員の推移と将来推計



資料：国勢調査 ※平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。
注：平成22年以降の1世帯あたり人員の推計値は、回帰式による推計。

図 1-6 家族構成の比較



資料：国勢調査 ※平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

(4) 産業の動向

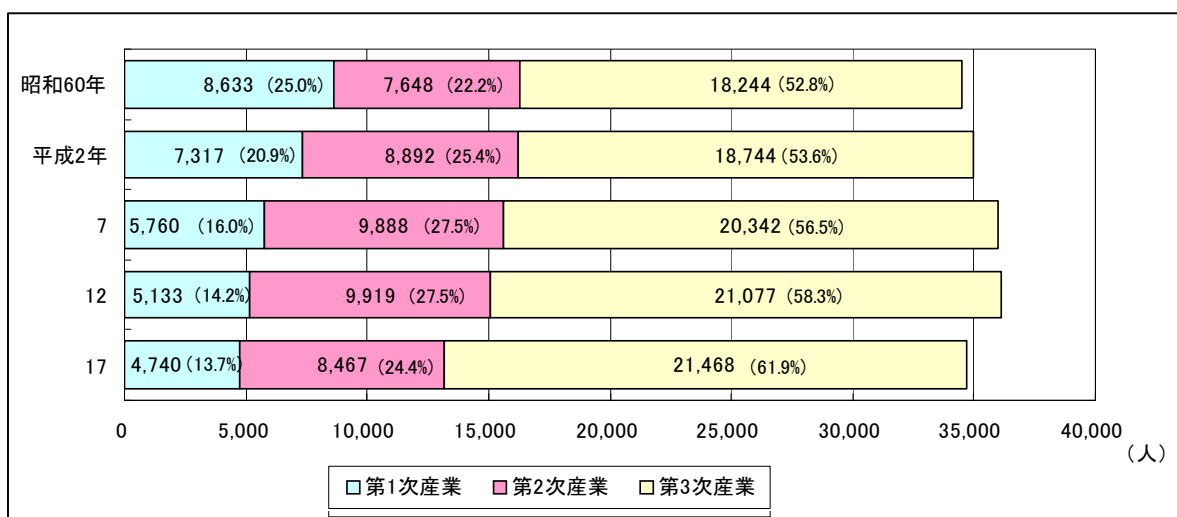
① 全産業

産業構造を就業人口の面から見ると、平成12年までは増加傾向にありましたが、平成17年には減少に転じています。

また、平成17年の就業者数は34,675人で、そのうち第1次産業は約14% (4,740人)、第2次産業は約24% (8,467人)、第3次産業は約62% (21,468人) となっています。

産業別就業人口構成比の推移を見ると、昭和60年では第1次産業が全体の約25%を占めていましたが、第2次産業及び第3次産業の比率が高まる一方で、第1次産業は減少し、平成17年には13.7%まで低下しています。

図 1-7 産業別就業者数の推移



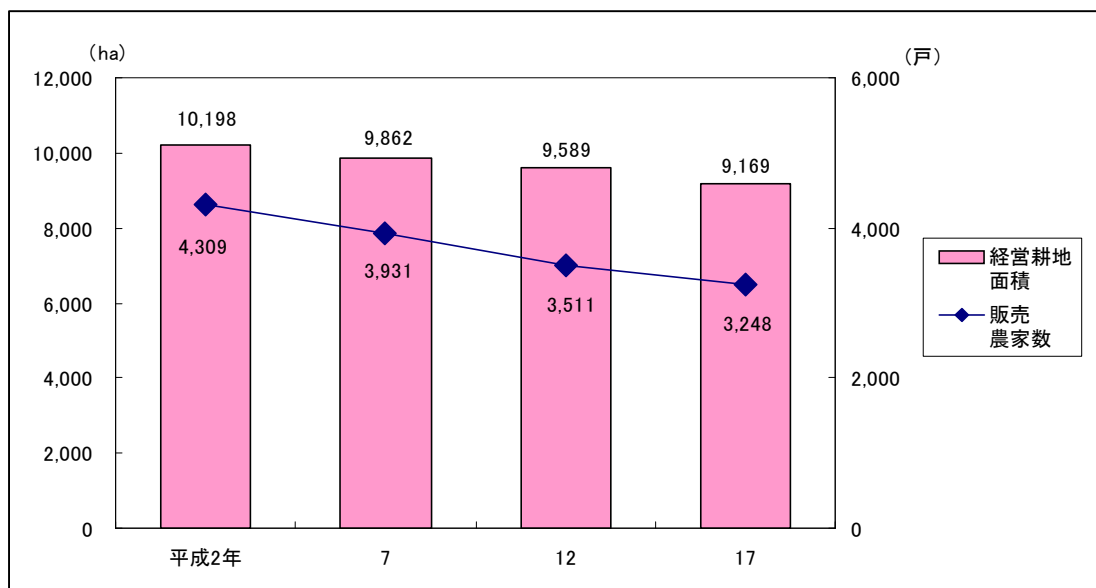
資料：国勢調査 ※平成12年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

② 農業

平成 17 年における販売農家の経営耕地面積は 9,169ha で、平成 2 年と比べ約 10%の減少、販売農家数は 3,248 戸で平成 2 年に対し約 25%減少しています。

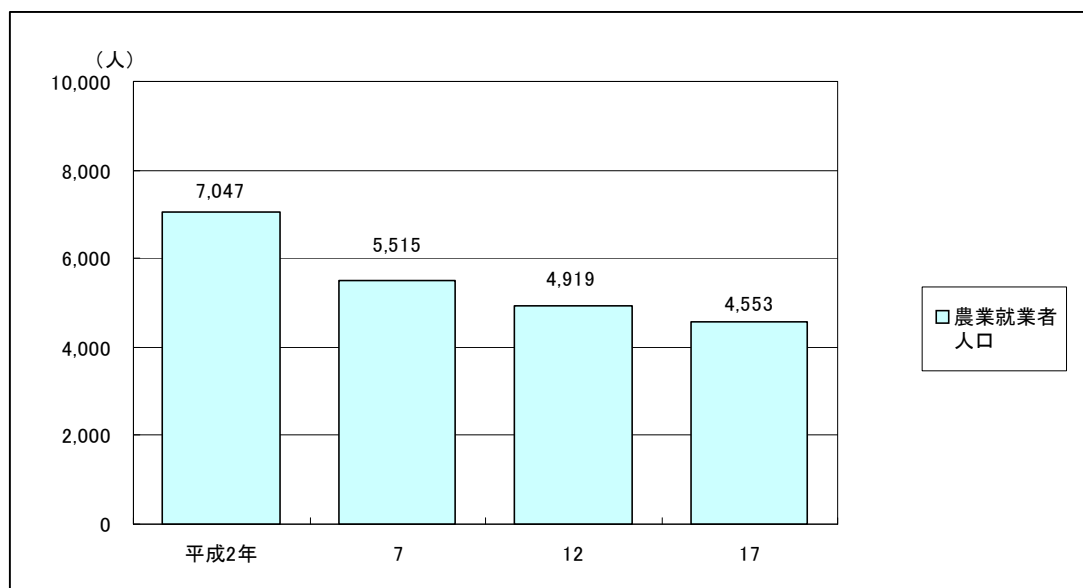
また、農業就業者人口は 4,553 人で平成 2 年に対し約 35%の減少となっています。

図 1-8 販売農家の経営耕地面積と農家数の推移



資料：農林業センサス ※平成 12 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図 1-9 農業就業者数の推移



資料：国勢調査 ※平成 12 年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

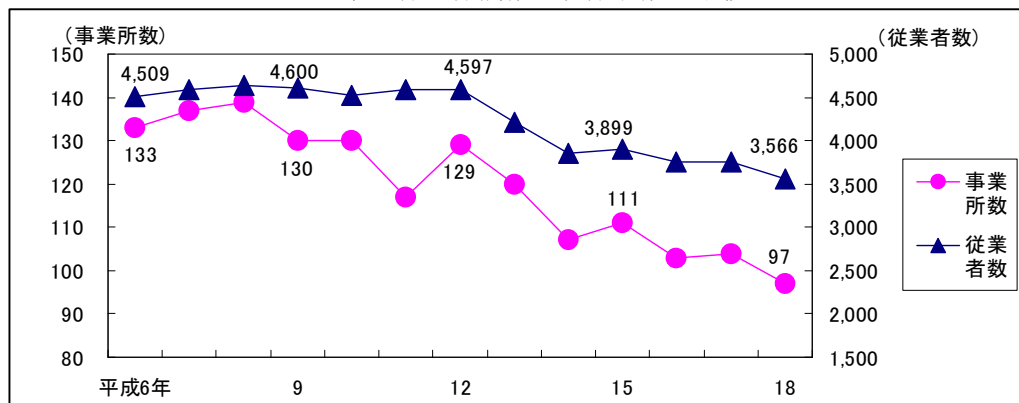
③ 工業

本市の製造事業所数は平成18年で97事業所、従業者数は3,566人となっており、平成6年の約80%となっています。

製造品出荷額は平成19年で565億円となっています。

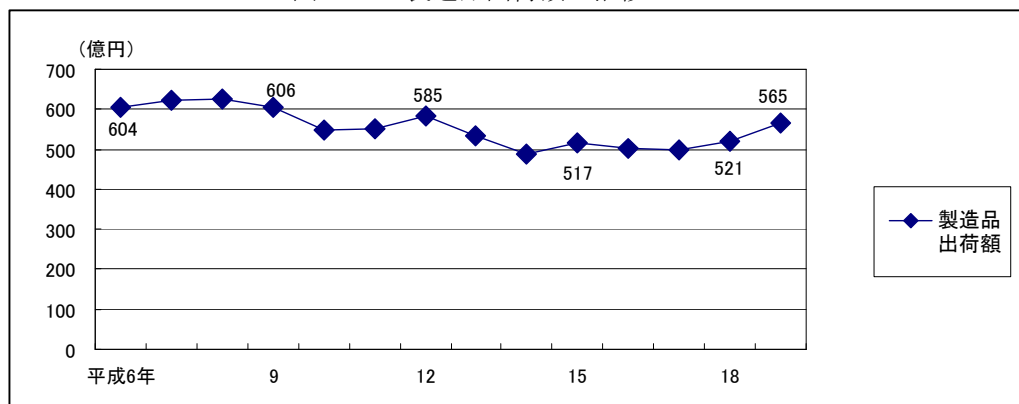
平成18年の工業製品出荷額の上位の食料品、電気器具を合わせると、出荷額全体の約60%を占めています。

図1-10 製造業事業所数・従業者数の推移



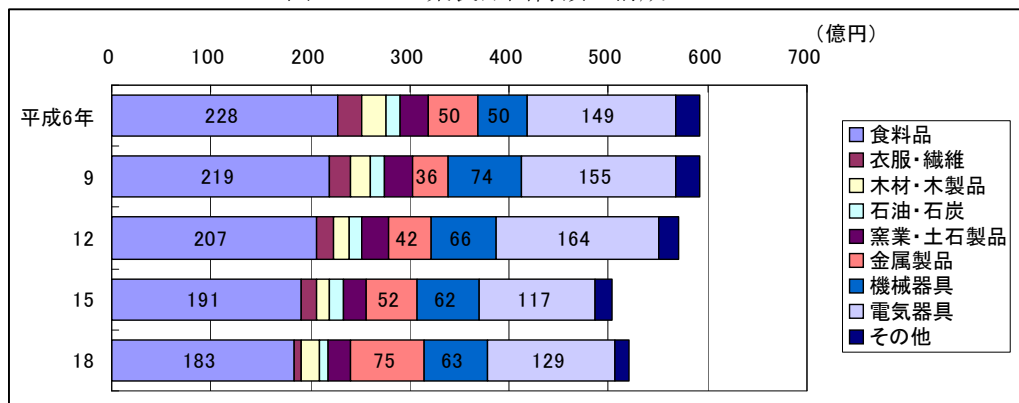
資料：工業統計調査 ※平成16年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図1-11 製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査 ※平成16年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図1-12 工業製品出荷額の構成



資料：工業統計調査 ※平成15年以前は旧十和田市の数値。

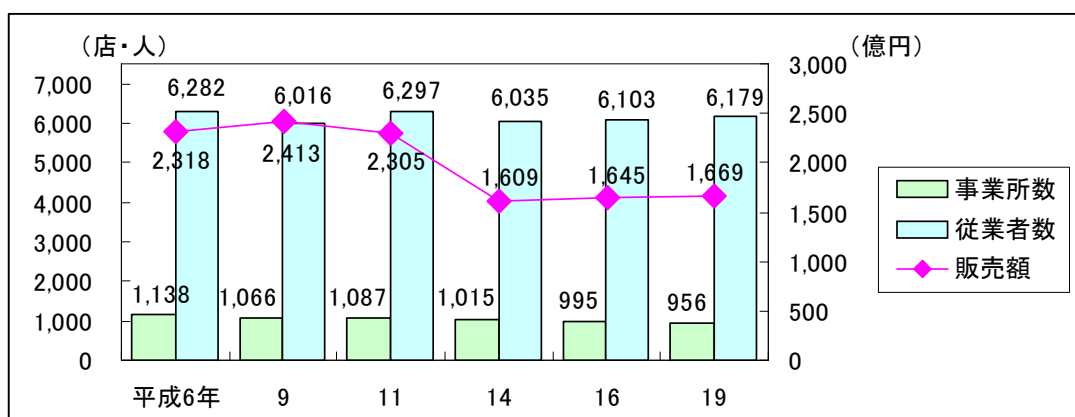
④ 商業

本市の卸売業・小売業を合わせた事業所数は、平成19年で956店、従業者数は6,179人となっています。卸売販売額と小売販売額を合わせた年間販売額は、平成19年に約1,669億円となっており、平成6年に対し約28%減少しています。

小売業は、事業所数が減っていますが、従業者数はほぼ横ばいとなっており、大規模店舗の立地によるものと考えられます。

業種別に販売額を比較してみると、卸売業では、平成14年に大幅に減少し、その後微増傾向にあります。小売業では、平成6年以降ほぼ横ばいとなっています。

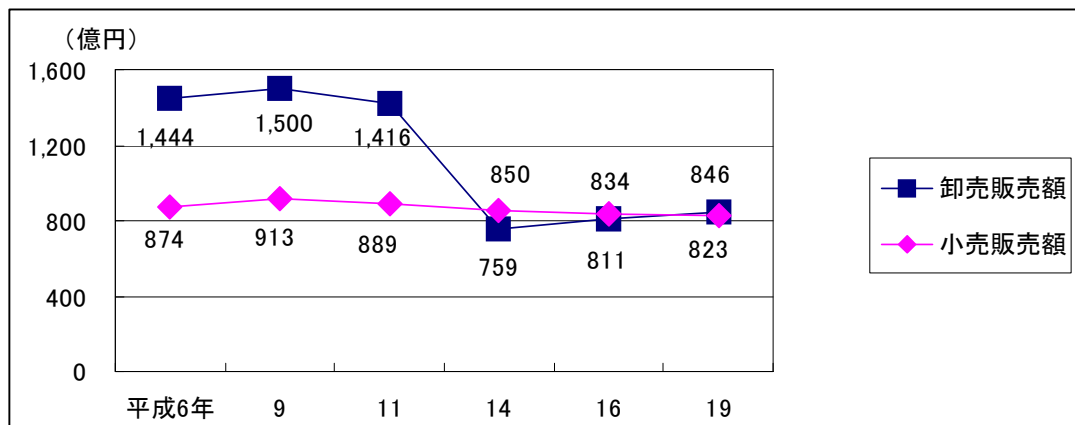
図1-13 卸売小売業事業所数・従業者数・年間販売額の推移



| | | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成19年 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 卸売業 | 事業所数(店) | 174 | 174 | 192 | 164 | 178 | 166 |
| | 従業者数(人) | 1,535 | 1,506 | 1,590 | 1,395 | 1,432 | 1,481 |
| 小売業 | 事業所数(店) | 964 | 892 | 895 | 851 | 817 | 790 |
| | 従業者数(人) | 4,747 | 4,510 | 4,707 | 4,640 | 4,671 | 4,698 |
| 合計 | 事業所数(店) | 1,138 | 1,066 | 1,087 | 1,015 | 995 | 956 |
| | 従業者数(人) | 6,282 | 6,016 | 6,297 | 6,035 | 6,103 | 6,179 |

資料：商業統計調査 ※平成16年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

図1-14 卸売業・小売業の年間販売額の推移

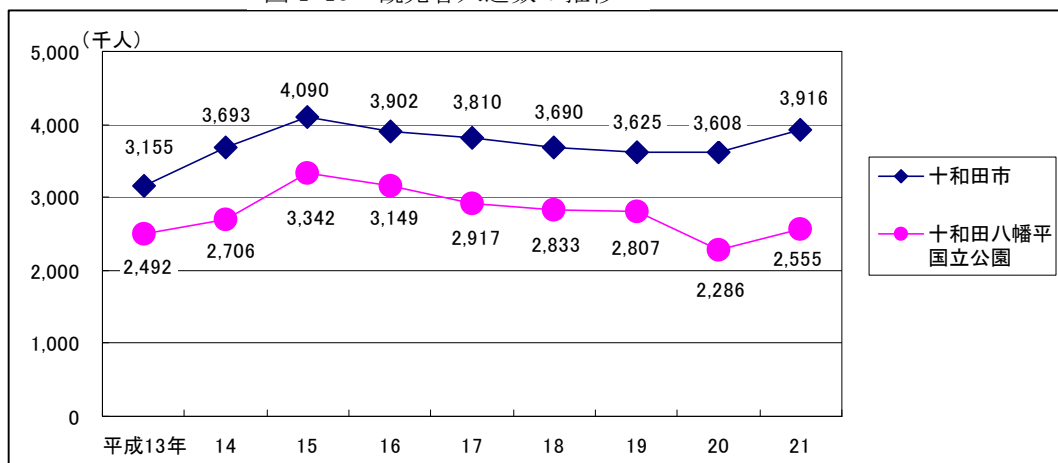


資料：商業統計調査 ※平成16年以前は旧十和田市、旧十和田湖町の合算値。

⑤ 観光

本市には、年間 300 万人を超える観光客が訪れています。そのうち、十和田八幡平国立公園の観光客数は平成 14 年の東北新幹線八戸駅開業により、平成 15 年、16 年には年間 300 万人を超えました。その後は減少傾向にありましたが、平成 21 年は増加に転じています。今後、平成 22 年 12 月の東北新幹線全線開業により、観光客入込数の増加が期待されます。

図 1-15 観光客入込数の推移

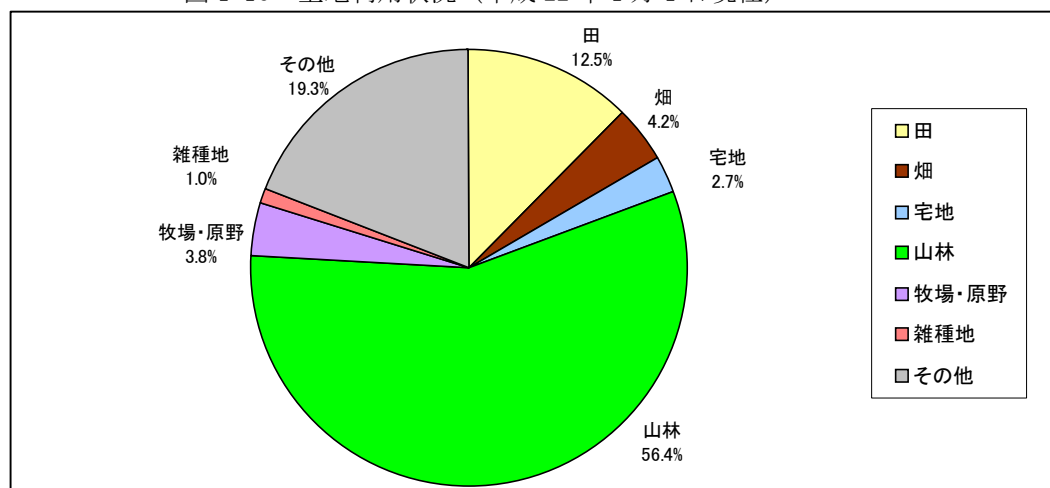


資料：青森県観光統計概要

(5) 土地利用の状況

平成 22 年における本市の地目別面積は、山林が最も多く、総面積の約 56% を占めており、田や畑の農地は 16.7%、宅地は 2.7% となっています。

図 1-16 土地利用状況（平成 22 年 1 月 1 日現在）



(単位：ha)

| 地目 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 牧場原野 | 雑種地 | その他 | 計 |
|----|-------|-------|-------|--------|-------|-----|--------|--------|
| 面積 | 9,089 | 3,063 | 1,961 | 40,943 | 2,767 | 756 | 13,988 | 72,567 |

資料：固定資産概要調書

2. 都市計画の現況

(1) 土地利用

① 都市計画区域

都市は大勢の人が集まり、働き、学び、生活する場所であり、これらの活動が快適で効率よく、かつ安全に営めるような空間を実現していく必要があります。

市民が快適で機能的な生活を営むためには、適正な土地利用の誘導や建築物の用途に対する制限等、計画的に市街地を開発し、土地の合理的な利用と秩序ある市街地の形成を図る必要があります。市街地から郊外の農地に至るまで、一体の都市として捉える必要がある区域を「都市計画区域」と指定しており、本市では、行政区域 72,567ha の内、17,344ha を都市計画区域に指定しています。

② 用途地域^(※1)

本市の用途地域は9地域の内、住居系が5地域で約81%、商業系の用途地域が2地域の8%となっており、工業系の用途地域は2地域で約11%となっています。それぞれの用途地域ごとに建築物の用途の制限をしています^(※2)。

表 1-1 用途地域指定状況（平成 22 年 3 月現在）

| 地域地区 | | 面積 | 比率 | 計 |
|------|--------------|----------|---------|---------|
| 住居系 | 第一種低層住居専用地域 | 425 ha | 33.4 % | 1,037ha |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 282 ha | 22.1 % | |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 83 ha | 6.5 % | |
| | 第一種住居地域 | 182 ha | 14.3 % | |
| | 第二種住居地域 | 65 ha | 5.1 % | |
| 商業系 | 近隣商業地域 | 17 ha | 1.3 % | 102ha |
| | 商業地域 | 85 ha | 6.7 % | 8.0% |
| 工業系 | 準工業地域 | 86 ha | 6.8 % | 135ha |
| | 工業地域 | 49 ha | 3.8 % | 10.6% |
| 計 | | 1,274 ha | 100.0 % | |

③ 特別用途地区

本市の特別用途地区は、官庁街通り周辺において、官公庁や事務所の立地を図るために事務所地区を指定しています。また、交通渋滞や騒音等による住環境の悪化など、周辺地域に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を制限する大規模集客施設制限地区を準工業地域全域に指定しています^(※2)。

(※1) 用途地域…都市計画法において、建物の用途に一定の制限を行う地域

(※2) 参考資料編 P-2 資料-1 (1) ⑤参照

(2) 道路・交通体系

① 道路（都市計画道路）

都市における道路は、都市交通施設としての機能のほか、良好な街区を形成し市街化を誘導する機能、居住環境を維持する空間（通風、採光、オープンスペース等）としての機能、都市防災（避難路、延焼遮断帯）としての機能、供給処理施設（電気、電話、上下水道、ガス等）のための収容空間としての機能等を持っています。

本市の都市計画道路は、平成22年3月末現在、15路線73,730mのうち、改良済延長は19,206m、改良率26%となっています^(※1)。

表1-2 都市計画道路整備状況(平成22年3月末現在)

| 路線数 | 計画延長 (m) | 改良済延長 (m) | 改良率 (%) |
|-----|----------|-----------|---------|
| 15 | 73,730 | 19,206 | 26 |

② 道路整備状況

本市の道路総延長は約1,106kmですが、このうち78.0%を占める市道の改良率が国道や県道と比較すると低い状況にあります。

表1-3 市内道路整備状況(平成19年4月現在)

| | 延長 (m) | 構成比 (%) | 改良済延長 (m) | 改良率 (%) | 舗装済延長 (m) | 舗装率 (%) |
|----|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 国道 | 119,311 | 10.8 | 104,351 | 87.5 | 119,031 | 99.8 |
| 県道 | 124,677 | 11.3 | 100,653 | 80.7 | 121,007 | 97.1 |
| 市道 | 862,782 | 78.0 | 466,896 | 54.1 | 625,613 | 72.5 |
| 合計 | 1,106,770 | 100.0 | 671,900 | 60.7 | 874,926 | 79.1 |

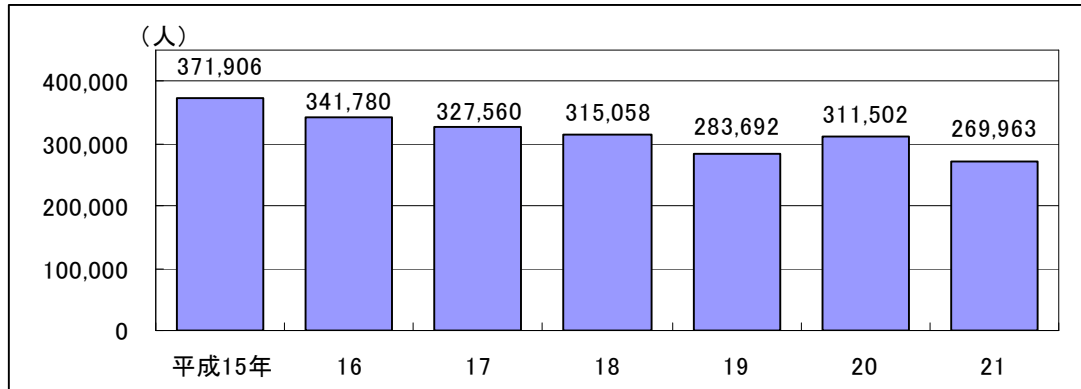
③ 鉄道・バス

鉄道は、本市と三沢市を結ぶ十和田観光電鉄線があります。中心市街地北部から東方向へ伸び、青い森鉄道線三沢駅へ結ばれています。利用者数は、平成20年に増加に転じましたが、その後、減少傾向にあります。

路線バスは、十和田市街を中心に放射状の路線網となっています。いずれの路線も十和田市中央と十和田市駅を経由しており、交通結節点となっています。

(※1) 参考資料編 P-6 資料-1 (3) ①参照

図 1-17 十和田観光電鉄線 十和田市駅の鉄道利用者数



資料：十和田観光電鉄(株)

④ 道路交通量

本市には国道4号、45号、102号、103号、394号、454号の6路線があり、このうち、4号、45号、102号の3路線及び旧国道4号（現在は県道）は市街地形成の骨格となっています。さらに、これらの路線を縦横に結ぶ主要な市道等が道路網を構成しています。

市内で最も交通量の多い路線は、平成17年では国道45号（三本木字野崎）で15,410台（平日12時間断面交通量）となっています。また、平成17年では国道4号を除き、全体的に交通量は減少しています。

表 1-4 主要道路交通量の推移（12時間断面交通量・平日）

（台）

| 路線名 | 観測地点 | 平成2年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成17年 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般国道4号 | 伝法寺字上传法寺 | 6,082 | 6,769 | 7,865 | 7,803 | 8,887 |
| | 三本木字野崎 | — | — | — | — | 9,122 |
| | 三本木字高清水 | 7,834 | 8,224 | 8,642 | 9,315 | 13,710 |
| | 三本木字一本木沢 | 5,142 | 6,617 | 6,933 | 7,411 | 10,703 |
| | 洞内字杉ノ沢 | 12,863 | 14,487 | 14,829 | 16,016 | 14,746 |
| 一般国道45号 | 三本木字野崎 | 12,437 | 13,866 | 15,496 | 16,051 | 15,410 |
| 一般国道102号 | 奥瀬字下川目 | 4,068 | 4,431 | 5,440 | 4,888 | 4,326 |
| | 西一番町 | 5,606 | 3,580 | 6,244 | 6,510 | 6,451 |
| | 三本木字稲吉 | 9,249 | 9,361 | 10,674 | 11,072 | 10,528 |
| 三沢十和田線 | 三本木字北平 | 7,592 | 9,596 | 9,667 | 10,286 | 11,623 |
| 十和田三戸線 | 西三番町 | 7,473 | 8,736 | 8,394 | 8,234 | 7,760 |
| 戸来十和田線 | 米田字高屋 | 1,488 | 1,357 | 1,310 | 1,389 | 1,208 |
| 上野十和田線 | 三本木字下平 | 2,716 | 3,108 | 3,453 | 3,886 | 3,998 |

資料：H17 道路交通センサス

(3) 都市施設

① 公園

公園は、健康で文化的な都市環境を形成する上で不可欠な都市空間であり、活力ある福祉社会の形成、都市の潤いの創出、自然とのふれあい、コミュニティーの形成、広域レクリエーション活動等、市民の多様なニーズに対応する生活に密着した施設です。

さらに、災害時には避難地・火災の延焼の防止、ボランティア等の救援活動拠点、復旧・復興の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設でもあります。

本市の都市計画公園は 19 箇所あり、主に市街地に分散しています。また、平成 22 年 3 月末現在の都市計画区域人口一人あたりの公園面積は、6.1 m²となっています。なお、青森県の都市計画区域人口一人あたりの公園面積は、15.7 m²となっています^(※1)。

表 1-5 都市計画公園の供用状況（平成 22 年 3 月末現在）

| 総数 | | 街区公園 | | 近隣公園 | | 総合公園 | | 運動公園 | | 墓園 | | 都市計画区域人口一人あたりの公園面積 (m ²) |
|----|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|----|---------|--------------------------------------|
| 箇所 | 面積 (ha) | 箇所 | 面積 (ha) | 箇所 | 面積 (ha) | 箇所 | 面積 (ha) | 箇所 | 面積 (ha) | 箇所 | 面積 (ha) | |
| 19 | 35.87 | 14 | 4.61 | 2 | 5.14 | 1 | 10.27 | 1 | 10.27 | 1 | 3.43 | 6.1 |

② 下水道

下水道は、家庭や事務所、店舗等から出される汚水を河川や海に排出する前に浄化することにより、河川や湖、海の水質を保全するとともに、快適で衛生的な暮らしや浸水被害を防止するための施設です。

本市の平成 22 年 3 月末現在の下水道整備状況は、十和田処理区において計画処理区域 1,487.6ha に対し 1,403.0ha、進捗率は 94.3%となっています^(※2)。

表 1-6 下水道の整備状況（平成 22 年 3 月末現在）

| | 計画処理区域 (ha) | 計画人口 (人) | 計画処理能力 (m ³ /日) | 整備面積 (ha) | 進捗率 (%) |
|--------|-------------|----------|----------------------------|-----------|---------|
| 十和田処理区 | 1,487.6 | 43,000 | 22,180 | 1,403.0 | 94.3 |
| 焼山処理区 | 43.0 | 180 | 656 | 35.4 | 82.3 |

資料：十和田市の下水道

③ その他都市施設

本市では、ごみ焼却場、墓園、火葬場、市場、と畜場、下水処理場について都市計画により位置等を決定しています^(※3)。

(※1) 参考資料編 P-7 資料-1 (3) ②参照

(※2) 参考資料編 P-8 資料-1 (3) ③参照

(※3) 参考資料編 P-5 資料-1 (2) ④～⑦参照

3. まちづくりの課題

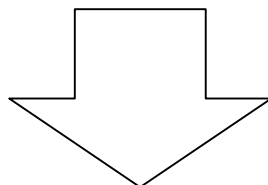
本市の特性や市民アンケート調査結果、留意すべき社会動向などを踏まえ、今後のまちづくりに向けた課題を次のとおり整理しました。

■留意すべき社会的動向

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| ① 少子・高齢化、人口減少の進展 | ⑤ 情報化社会の進展 |
| ② 中心市街地の衰退 | ⑥ ライフスタイルの多様化 |
| ③ 環境問題・循環型社会 ^(※1) への取組 | ⑦ 国際化への進展 |
| ④ 防災・防犯への関心の高まり | ⑧ 経済の変容 |

■住民が考えるまちづくり^(※2)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 都市拠点の再生 | ⑤ 観光資源の活用とサービス施設の拡充 |
| ② 都市の魅力創出と中心市街地活性化 | ⑥ 地区の都市基盤施設の拡充 |
| ③ 交通体系の再構築 | ⑦ 地区生活拠点の形成 |
| ④ 都市施設の拡充 | ⑧ 市民参加型まちづくりの実践 |



■まちづくりに向けた課題

(1) 少子・高齢化と人口減少の進展への対応

- ・人口減少の傾向が一層進展することにより、市街地の低・未利用地が増加すると考えられることから、景観や生活環境の悪化などに対する対策が必要です。
- ・高齢者人口の増加に対応するため、余暇活動を楽しめる場の整備が必要です。
- ・若年層の定住を促すために、企業誘致や地域産業の育成、子育てなどの生活環境の充実が必要です。
- ・多様な世代がまちなかに居住する、世代間交流のあるまちづくりを進めていくことが必要です。

(※1) 循環型社会…資源の消費量を減らし、効率的に利用、再生産を行い持続可能な形で循環させながら利用していくこと

(※2) 参考資料編 P-33 資料-2 (5) 参照

(2) 都市拠点の再生と魅力の創出

- ・ 中心市街地の機能を強化するとともに、現代美術館の波及効果を中心市街地へ広げ、魅力的で活気のある商店街を形成し、まちなかに賑わいを取り戻すことが必要です。
- ・ 本市の玄関口である十和田市駅や周辺の再生が必要です。

(3) 環境と共生する美しい都市の創造

- ・ 豊かな自然環境の保全と、美しい景観をまちづくりへ効果的に活用することが必要です。
- ・ 自然と農村、都市との調和を図り、良好な環境の維持、向上を図るため、地域の特性にあった計画的な土地利用や生活基盤の整備を進めることが必要です。
- ・ 環境資源に対する意識が高まるなか、循環型社会の構築など、環境への負荷が少ない持続的発展が可能なまちづくりが必要です。

(4) 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・ 誰もが健康で、安心・安全に暮らせるよう、生活道路、公園、下水道、保健・福祉・医療施設等身近な生活環境の充実が必要です。
- ・ 防災・防犯に対応したまちづくりが必要です。
- ・ 都市施設の老朽化やサービス水準の立ち遅れが見られ、改善が必要です。

(5) 道路交通網の整備や公共交通の確保

- ・ 新幹線や高速自動車道、空港へのアクセス強化、地域間の交流を支える幹線道路網の整備や生活道路の整備、観光に資する道路の充実が必要です。
- ・ 公共交通の利便性向上や、鉄道、バス交通の維持、確保が必要です。

(6) 産業の振興

- ・優良農地を保全しながら、担い手の育成、他産業と連携した農林水産業の活性化が必要です。
- ・新幹線七戸十和田駅開業や外国人観光客の増大に対応する国際観光地づくり、観光拠点の充実や景観に配慮した整備が必要です。
- ・高度情報化社会の進展により、新たな産業の振興や情報通信技術を積極的に活用した取組が必要です。

(7) 市民との協働による地域力の向上

- ・市民や事業者、行政が情報を共有し、協働によるまちづくりを進める仕組づくりが必要です。
- ・多様な交流や産学官の連携の取組が必要です。